

2026 年 10 月 19 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター

実務対応報告公開草案第 74 号（実務対応報告第 45 号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等に対する意見

貴委員会から 2026 年 8 月 17 日に公表されました実務対応報告公開草案第 74 号（実務対応報告第 45 号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等（以下、公表された複数の公開草案を合わせて「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正に関する質問）

第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正を踏まえ、第 3 号電子決済手段に関する会計上の取扱いを変更しない提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 2（外国信託型第 4 号電子決済手段の会計上の取扱いに関する質問）

外国信託型第 4 号電子決済手段の会計上の取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 3（連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する質問）

連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 4（適用時期に関する質問）

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

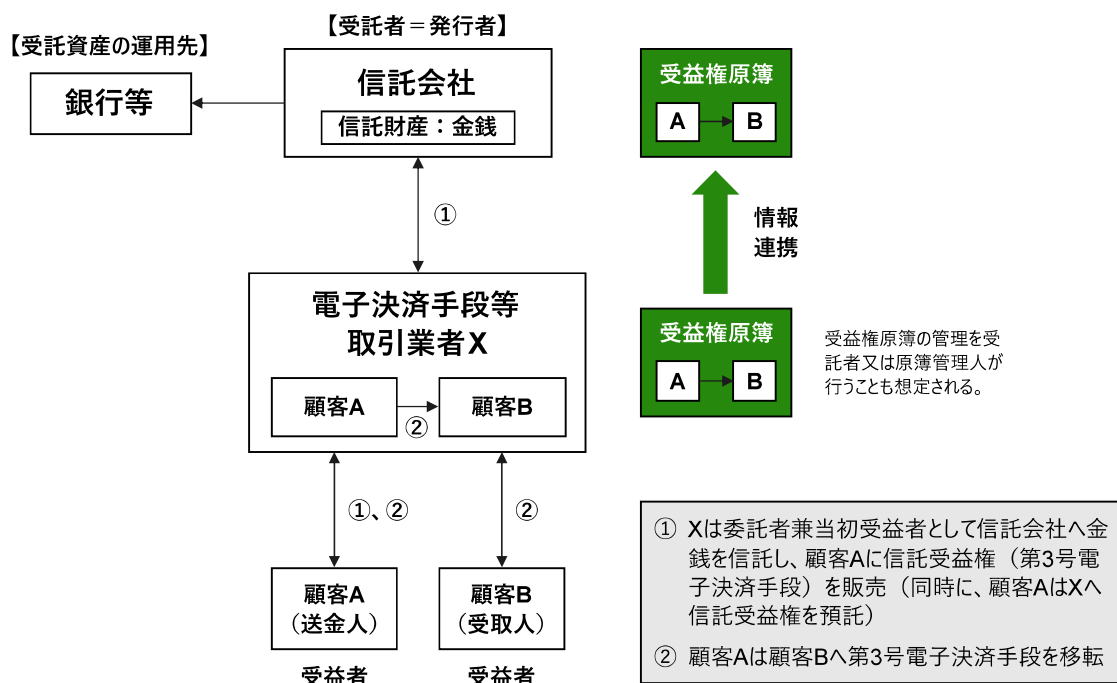
電子決済手段等取引業者において、実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電

子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 45 号」という。）BC40 項(2)の自己信託（信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 3 条第 3 号）により管理する方法（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）で電子決済手段の管理を行う場合のうち、特定のスキームに対して実務対応報告第 45 号の定めが適用される可否かを明確にする必要があると考えられます。

（理 由）

第 3 号電子決済手段（実務対応報告第 45 号第 4 項(3)）は、金融審議会 資金決済ワーキング・グループにおける審議を経て、次のようなスキームを想定し、「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）において規定されたものと考えられます。

< 当初想定されていた第 3 号電子決済手段のスキーム例 >



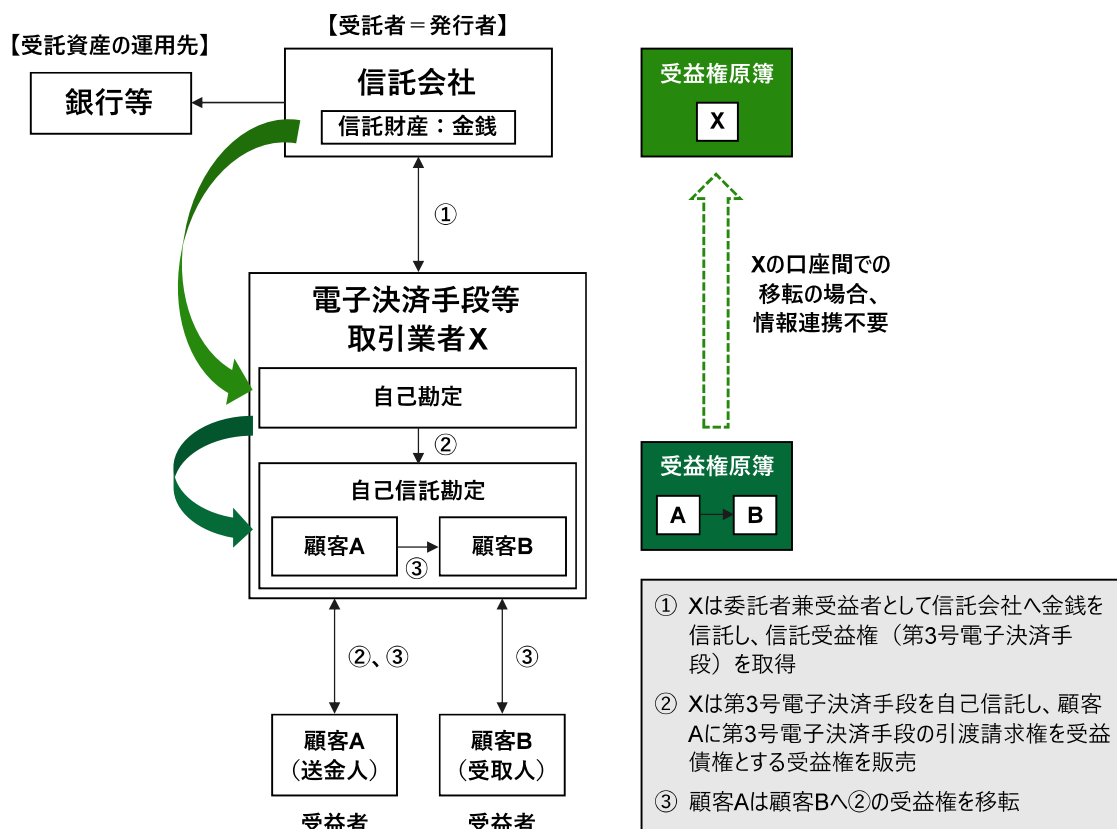
（出典）第 3 回金融審議会 WG 事務局説明資料の「利用者の発行者に対する償還請求権の明確性確保（2）：権利関係が明確になると考えられるスキーム例」及び「利用者の発行者に対する償還請求権の明確性の確保（3）：破綻時の権利関係」の図並びに第 491 回企業会計基準委員会 審議事項(4)-2「第 3 号電子決済手段の発行及び保有に関する会計処理」第 15 項の図を参考に作成

すなわち、第 3 号電子決済手段である特定信託受益権の受益者は顧客（利用者）であり、電子決済手段等取引業者は、発行者が自ら管理する場合（資金決済法第 62 条の 8）を除き、顧客（利用者）から預託された第 3 号電子決済手段の管理（資金決済法第 62 条の 14）及びその受益権原簿の管理を行うスキームが想定されていたと考えられます。

この点、実務において、顧客（利用者）が第 3 号電子決済手段の信託受益権を取得せず、

電子決済手段等取引業者が発行者から第3号電子決済手段を取得した上で、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号。以下「取引業府令」という。）第38条第3項に規定される利用者区分管理電子決済手段自己信託により第3号電子決済手段の管理を行い、第3号電子決済手段の引渡請求権を受益債権とする受益権を顧客（利用者）に譲渡するスキームが見られます。

<第3号電子決済手段の信託受益権ではなく、第3号電子決済手段の引渡請求権を受益債権とする受益権を顧客に譲渡するスキーム>



また、第3号電子決済手段のみならず、外国電子決済手段についても、電子決済手段等取引業者が取得した上で、自己信託を行い、外国電子決済手段の引渡請求権を受益債権とする受益権を顧客（利用者）に譲渡するスキームが見られます。

これらのスキームの場合、顧客（利用者）が電子決済手段自体を取得しておらず、また、電子決済手段等取引業者においても、電子決済手段自体を顧客（利用者）から直接的には預託されていないため、顧客と電子決済手段等取引業者との間で行われる受益権を譲渡する取引は、形式的には実務対応報告第45号における適用範囲（実務対応報告第45号第2項）外の取引であるとも考えられます。

他方で、顧客（利用者）が第3号電子決済手段や外国電子決済手段を取得した上で、これらの電子決済手段を電子決済手段等取引業者に預託した場合に、電子決済手段等取引業者が預託された電子決済手段を自己信託の方法により管理する方法（実務対応報告第45号BC40項(2)）を採用したときには、顧客（利用者）は預託した電子決済手段の引渡請求権を

受益債権とする受益権を取得するため、結果的に顧客（利用者）が電子決済手段自体を一旦取得するか否かで取引の実態は異ならないとも考えられることから、実質的には実務対応報告第 45 号における適用範囲の取引であるとも考えられます。

特に、電子決済手段等取引業者においては、これらのスキームに対して実務対応報告第 45 号が適用される場合には、同 13 項の適用により、電子決済手段及び顧客に対する引渡義務について、貸借対照表上オフバランス処理を行うと考えられる一方、実務対応報告第 45 号が適用されない場合、電子決済手段及び顧客に対する引渡義務についてオンバランス処理を要するか否かが論点になると考えられます。

これらのスキームを採用する場合、受益権原簿における利用者情報の管理等で一定の利便性があると考えられることから、今後も同様のスキームが行われる可能性があると考えられます。

そのため、これらのスキームに対して実務対応報告第 45 号の定めが適用されるか否かを明確にする必要があると考えられます。

以 上